

都市計画法第34条第4号に係る許可運用基準

- 1 都市計画法第29条第1項第2号の政令で定める建築物以外のものとは、都市計画法施行令第20条第1号から第4号の施設以外の農林漁業用施設で、建築面積が90平方メートルを超える建築物とする。
- 2 農業、林業又は漁業の範囲については、それぞれ日本標準産業分類 A－農業、B－林業、狩猟業、C－漁業、水産養殖業の範囲とする。
- 3 農産物、林産物若しくは水産物の処理、貯蔵若しくは加工に必要な建築物又は第一種特定工作物とは、当該市街化調整区域における生産物を対象とする次のような業種の用に供するものとする。

畜産食料品製造業、水産食料品製造業、野菜缶詰、果実缶詰、農産保存食料品製造業、動植物油脂製造業、精穀、製粉業、砂糖製造業、配合飼料製造業、製茶業、でん粉製造業、一般製材業、倉庫業（農林水産物の貯蔵用）等。

（平成15年5月1日から施行）